

（表）

第 号	
特定建築物検査及び緑化検査身分証明書	
写 真	所 属
	職 名
	氏 名
	生年月日
年 月 日発行	
京都府知事 印	

（裏）

京都府地球温暖化対策条例（抜粋）

（報告又は資料の提出等）

第61条 略

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定建築物又は特定緑化建築物等に立ち入り、特定建築物における府内産木材等の使用及び再生可能エネルギーを利用するための設備の導入の状況又は特定緑化建築物等の緑化の状況を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の求めに応じ、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第62条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(1)～(7) 略

(8) 前条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（公表）

第63条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明の機会を与えるための意見の聴取を行わなければならない。

備考 身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A列6とする。